

オンライン診療・服薬指導の活用を

ICTの発展や医師の働き方改善などのため、オンラインによる診療や服薬指導が可能になってきています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、時限的・特例的なオンライン診療・服薬指導が認められています。

薬機法[※]の一部改正によるオンライン服薬指導が2020年9月から開始

2019年に成立した改正薬機法の施行により、2020年9月からオンライン服薬指導が開始されます。これは、4月から行われている新型コロナウイルス感染症対策のための時限的・特例的なオンライン診療・服薬指導（次項）が終了しても継続します。

オンラインによる診療は、2018年度から生活習慣病や在宅医療などが保険適用になりました。2020年4月からは慢性頭痛や禁煙外来が対象に加わり、事前に必要な対面での診療期間が6カ月から3カ月に短縮されるなど、利用しやすくなりました。

服薬指導については、これまで国家戦略特区のみの実施でしたが、2020年9月から、オンライン診療や在宅訪問診療で処方された薬について解禁されることになりました。

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律

薬剤師は、必要に応じて調剤時以降のフォローアップを行うように

改正薬機法の施行により、薬剤師の役割も見直されます。

- 調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や、服薬指導を行う（義務化）。
- 患者の薬剤の使用に関する情報を、他の医療提供施設の医師等に提供する（努力義務）。

新型コロナウイルスの感染症対策として時限的・特例的なオンライン診療・服薬指導も

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年4月から時限的・特例的に、電話や情報通信機器を用いたオンライン診療や服薬指導が認められています。希望する患者に対し医師が医学的に可能と判断した場合に、事前に対面による受診歴がなくても、初診からオンラインで受診できます。

※すべての医療機関がオンライン診療・服薬指導に対応しているわけではありません。

電話・オンライン診療を受けるには？

①電話やオンライン診療を行っている医療機関を確認

まずはかかりつけ医に相談。かかりつけ医がない場合は、厚生労働省のホームページで最寄り[※]の医療機関を確認して連絡。

※医師の判断によっては、すぐに医療機関の受診が必要な場合があるため。

厚労省 オンライン 対応医療機関リスト

検索



②事前の予約と支払い方法の確認

電話の場合

医療機関に電話し、保険証などの情報を伝えて予約する。

オンライン診療の場合

予約方法は医療機関によって異なるためホームページなどで確認。



予約の際に、支払い方法についても確認を

③診療

医療機関側から電話がかかるか、オンラインで接続され、診療開始。本人確認を行い、症状等を説明する。



「お薬手帳」や、以前の検査結果などがあれば用意

④診療後

処方された薬の配送を希望する場合は、最寄り[※]の薬局を医療機関に伝える。診察後、薬局にも連絡。電話やオンラインで服薬指導を受け、配送された薬を受け取る。

※薬局に行って対面での服薬指導が必要な場合があるため。



医師から医療機関を来訪して受診することをすすめられたら必ず受診を！